

◆◆◆—————2025.7.11—————

一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No. 1326

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第122回 R7.6.30）
—ケアプランデータ連携システム、新たな「介護情報基盤」と統合へ
厚生労働省方針
 2. 最近の介護保険最新情報
 3. 「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」
見守り新鮮情報516号：慌てないで！災害後に増える住宅修理のトラブル
-

◆—————【1】社会保障審議会介護保険部会（第122回 R7.6.30）—————◆

—ケアプランデータ連携システム、新たな「介護情報基盤」と統合へ
厚生労働省方針

◆—————【記事作成：介護ニュースJoint】—————◆

□厚生労働省は6月30日、介護現場の負担軽減に向けて整備した既存のケアプランデータ連携システムについて、来年度以降に稼働し始める「介護情報基盤」と統合する方針を固めました。

社会保障審議会・介護保険部会で提案し、委員から大筋で了承を得ました。

厚生労働省が構築を進めている「介護情報基盤」は、事業所・施設、医療機関、自治体、利用者といった関係者が、それぞれ必要な情報をいつでも引き出せる新しいインフラです。紙ベースの業務をDXで効率化し、職員の事務負担の軽減や情報共有の迅速化、サービスの質の向上につなげることが目的です。

一方のケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と他の介護サービス事業所とのケアプランや利用票などのやり取りを、オンラインで安全に効率化する仕組みです。厚生労働省によると、今年5月末時点で全国の事業所の利用率は7.2%となっています。

厚生労働省は審議会で、この2つのシステムを統合する方針を打ち出しました。

システムが分かれている場合、Webで双方を行き来する手間がかかり効率が悪くなります。運用保守も含めて二重の経費を要し、コスト面の無駄も膨らんでしまいます。

システムを統合すれば介護現場の利便性が上がるほか、国はランニングコストの軽減につなげることができます。

ケアプランデータ連携システムが統合された「介護情報基盤」の運用は、来年度以降、準備が整った市町村から順次始まる見通しです。厚生労働省は今回、2028年

4月1日までに全ての市町村で運用を開始できるようにしたいと説明しました。

当協会の小林広美副会長は会合の中で、ケアプランデータ連携システムの1年間の無料キャンペーンが今年6月から始まっていることを念頭に、「介護情報基盤との統合まで無料化を継続し、ケアプランデータ連携システムへの早期の加入を後押ししてほしい。また、介護情報基盤への統合後も無料とするようお願いしたい」と要請しました。これを踏まえ、厚生労働省の関係者は会合後、介護現場の負担軽減に向けて「今日の委員の意見を踏まえ、財政当局としっかり議論していく」と述べました。

◆要介護認定の申請代行、対象サービス拡大

この日の審議会では要介護認定も議題にあがりました。厚生労働省は、申請を代行できる事業所・施設の範囲の拡大を提案しました。

現行では、居宅介護支援、介護保険3施設（特養、老健、介護医療院）、地域密着型特養、地域包括支援センターにしか認めていません。この対象を拡大し、介護付きホーム、地密介護付きホーム、グループホーム、小規模多機能、看護小規模多機能なども申請を代行できるようにします。こうしたサービスにはケアマネジャーが配置されており、規制緩和によって申請手続きの円滑化につなげられると見込んでいます。

会合ではこうした案が大筋で了承されました。厚生労働省は今後、次の制度改正での実施を念頭に議論を詰めています。厚生労働省の関係者は会合後、「法改正も視野に入れて考えなければいけない」と述べました。

◆主治医意見書の事前入手、大筋了承

また、厚生労働省は今回の審議会で、要介護認定に必要な主治医意見書について、申請者が申請前に自ら入手しても差し支えないことを、ルール上明確にする案も示しました。

現行制度では、市町村が申請を受けた後に主治医へ意見書の作成を依頼し、回収する運用が一般的となっています。ただ介護保険法上は、申請前に申請者自身が主治医から意見書を入手することを禁じておらず、一部の市町村では実際にそうした運用も行われています。

厚生労働省はこうした現状を踏まえ、主治医意見書の事前入手も可能であることを通知などで明確化し、申請の迅速化につなげたい考えです。あくまで申請方法の1つとして認めるもので、申請の前提条件とはしません。各市町村の運用については、関係団体とも調整しつつ実情に合った形の検討を促しています。

こうした見直しは、昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえた対応です。審議会ではこの案が大筋で了承されました。厚生労働省は次の制度改正に向けて具体的な検討を進めていく構えです。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59213.html

◆—————
【2】最近の介護保険最新情報

◆—————
□介護保険最新情報 vol.1401

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.15）（令和7年7月9日）」の
送付について

<https://www.jcma.or.jp/?p=877685>

□介護保険最新情報 vol.1402

福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実施等について

<https://www.jcma.or.jp/?p=877686>

◆—————
【3】「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」

見守り新鮮情報516号：慌てないで！災害後に増える住宅修理のトラブル

□見守り新鮮情報516号：慌てないで！災害後に増える住宅修理のトラブル

<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen516.pdf>

（リーフレット PDF）

□その他、「見守り新鮮情報」はこちらから！！

⇒<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください
(消費者ホットライン188)。

□当協会は、高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会
構成団体です。

—————
□ご登録アドレスについて

・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。

(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地金子ビル 2 階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
